

(第15、19、20、21号議案)

平成23年(2011年)3月10日
総務委員会資料
経営室人事担当

幼稚園教育職員の職の見直しと給与制度の主な改正点について

改 正 案

職	給料の級	教職調整額	管理職手当	義務教育等教員特別手当	期末勤勉手当の職務段階別加算
園長	4級	—	91,600円	2,610～4,150円	12%
副園長	3級		64,700円	2,140～4,030円	10%
主任教諭	2級	給料月額×0.04	—	1,830～3,820円	5%
教諭	1級			1,120～3,480円	—

(助教諭等は廃止)

現 行

職	給料の級	教職調整額	管理職手当	義務教育等教員特別手当	期末勤勉手当の職務段階別加算
園長	3級	—	91,600円	3,210～5,900円	12%
教頭	2級	給料月額×0.04	56,000円	1,560～5,560円	10%
教諭			—		7%・5%・なし
助教諭等	1級	(現員なし)			

（第 1 5 号議案）

中野区職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
本則 （略） 附 則 1 ～ 7 （略） 8 平成 2 3 年 3 月 3 1 日（以下「基準日」という。） <u>に学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 2 7 条に規定する幼稚園の教頭（以下「教頭」という。）であつた職員（基準日に他の特別区において教頭であつた者を含む。）が同条に規定する幼稚園の副園長として平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間に退職した場合の一般の退職手当の額が、その者が基準日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた一般の退職手当の額（以下「仮の退職手当額」という。）に達しないときは、第 4 条の 3 の規定にかかわらず、仮の退職手当額をその者に対して支給する一般の退職手当の額とする。</u> 附 則 <u>この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。</u>	本則 （略） 附 則 1 ～ 7 （略）